◇**商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第三〇〇号）（経済産業省）

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二一年法律第七四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日を平成二二年七月一日とすることとした。

◇**商品取引所法施行令の一部を改正する政令**（政令第三〇一号）（経済産業省）

1　株式会社商品取引所に係る議決権の保有制限の適用が免除される金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社を、金融商品取引法第二条第一六項に規定する金融商品取引所及び同条第一八項に規定する金融商品取引所持株会社とすることとした。（第六条の二関係）

2　株式会社商品取引所及び商品取引所持株会社の対象議決権を取得し、又は保有しているものとみなされる特別な関係について、商品取引所等が当該特別な関係を構成しないこととした。（第七条及び第七条の四関係）

3　株式会社商品取引所の主要株主になり得る主体として、地方公共団体に加え、一定の条件を満たす、外国商品市場開設者、外国商品市場開設者持株会社、外国金融商品取引市場開設者及び外国金融商品取引市場開設者持株会社を定めることとした。（第七条の三関係）

4　充用有価証券として信託法第一八五条第一項に規定する受益証券、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一五項に規定する投資証券、同条第一八項に規定する投資法人債券及び同法第二二〇条第一項に規定する外国投資証券を追加することとした。（第八条関係）

5　この政令は、平成二二年七月一日から施行することとした。

◇**金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第三〇二号）（金融庁）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二一年法律第五八号）の施行期日は平成二二年四月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は同年一〇月一日とすることとした。

◇**金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第三〇三号）（金融庁）

一　金融商品取引法施行令の一部改正関係

1　「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し

㈠　「有価証券の売出し」に該当しない有価証券の取引として、店頭売買有価証券市場における有価証券の売買等を追加することとした。（第一条の七の三関係）

㈡　「有価証券の売出し」に該当しない「適格機関投資家のみを相手方とする売付け勧誘等」又は「少人数向けの売付け勧誘等」の要件として、当該有価証券が株券等である場合には、当該株券等の発行者が上場株券等を既に発行していないこと等の要件に該当することとした。（第一条の八の四関係）

㈢　「有価証券の売出し」が「外国証券売出し」に該当するための要件として、当該有価証券が外国国債である場合には、次に掲げるすべての要件に該当することとした。（第二条の一二の三関係）

(1)　国内における当該外国国債に係る売買価格に関する情報をインターネット等により容易に取得できること。

(2)　当該外国国債等の売買が外国において継続して行われていること。

(3)　当該外国国債の発行者に関する情報（日本語又は英語）が当該発行者等により公表されており、かつ、国内においてインターネット等により容易に取得できること。

2　金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

㈠　株式会社金融商品取引所に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者として株式会社商品取引所を、金融商品取引所持株会社に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者として商品取引所持株会社を定めることとした。（第一条の二〇及び第一条の二一関係）

㈡　金融商品取引所の議決権保有制限に関して、その議決権の合算対象から商品取引所を除外する等、所要の規定の整備を行うこととした。（第一九条の三、第一九条の三の三、第一九条の三の二及び第一九条の三の四の二関係）

㈢　認可を受けて、金融商品取引所の五〇パーセントまでの議決権を取得・保有することができる者に外国商品取引所を追加することとした。（第一九条の三の三関係）

3　外国市場デリバティブ取引への分別管理義務の導入

外国市場デリバティブ取引について、分別管理の対象とすることとした。（第一六条の一五関係）

4　信用格付業者に対する公的規制の導入

㈠　信用格付業者が事業年度ごとに作成することとされている事業報告書の提出期限を、毎事業年度経過後三月とすることとした。（第一八条の四の二関係）

㈡　信用格付業者が事業年度ごとに作成することとされている説明書類の縦覧を開始するまでの期間を、毎事業年度経過後四月とすることとした。（第一八条の四の三関係）

5　指定紛争解決制度の創設

㈠　苦情処理手続又は紛争解決手続の業務委託ができる他の法律の規定による指定を受けた者として、指定紛争解決制度が創設されたすべての法律上の指定を定めることとした。（第一九条の七関係）

㈡　紛争解決機関に係る指定の要件として、業務規程に異議を有する金融商品取引関係業者の割合を三分の一以下とすることとした。（第一九条の八関係）

6　その他

㈠　開示規制が適用される組織再編成対象会社の範囲のうち、吸収分割会社については、吸収分割契約において吸収分割の効力発生日に剰余金の配当（吸収分割承継会社の株式のみであるものに限る。）が行われる旨が定められているものを締結した吸収分割会社等に限定することとした。（第二条の二関係）

㈡　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　中小企業等協同組合法施行令、農業協同組合法施行令、信用金庫法施行令、銀行法施行令、長期信用銀行法施行令、労働金庫法施行令、貸金業法施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、水産業協同組合法施行令、保険業法施行令、農林中央金庫法施行令、信託業法施行令、株式会社商工組合中央金庫法施行令及び証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行令の一部改正関係

金融商品取引法施行令の指定紛争解決制度の創設等に係る改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。

三　この政令は、一部の規定を除き、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二二年四月一日）から施行することとした。